ハラスメント防止規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人 KISA2 隊(以下「当法人」という) において、ハラスメントの防止を目的として、健全で安全な職場環境の維持・改善を図るための方針を定めるものとする。

第2条(定義)

- 1. ハラスメントとは、個人の尊厳を傷つけ、職場環境を悪化させるあらゆる行為を指し、以下の種類が含まれるが、これに限定されない。
- 1. パワーハラスメント: 職場における優位な立場を利用し、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為。
 - 2. セクシャルハラスメント: 性別に関する言動により、不快感や不利益を与える行為。
 - 3. モラルハラスメント: 言葉や態度により、他者の精神的・感情的苦痛を与える行為。
 - 4. マタニティハラスメント: 妊娠・出産・育児に関連することで不利益を与える行為。

第3条(適用範囲)

本規程は、当法人の全ての役員、社員、従業員および派遣社員、ならびに法人が契約する業務委託者等のすべてに適用される。

第4条(ハラスメントの禁止)

当法人は、ハラスメント行為を一切禁止する。全ての役員・社員・従業員は、他者に対するハラスメント行為を行わないように努め、ハラスメントを発見した場合は速やかに対応する責任を負う。

第5条(相談窓口の設置)

当法人は、ハラスメントに関する相談や報告を受け付けるため、以下のとおり相談窓口を設置する。

- 1. 相談窓口: 事務局長
- 2. 連絡方法: 電話、メール、面談等

第6条(ハラスメント発生時の対応)

- 1. 相談窓口に報告があった場合、当法人は速やかに事実関係を調査し、必要な措置を講じる。
- 2. 調査においては、公平かつ適正な手続きに基づき、被害者・加害者双方のプライバシーを保護する。
- 3. ハラスメントが確認された場合、加害者に対して適切な処分を行う。また、被害者の心身のケアにも配慮する。

第7条(報復の禁止)

ハラスメントに関する相談や報告を行った者、または調査に協力した者に対して、いかなる報復行為も禁止する。

第8条(教育および啓発活動)

当法人は、役員および従業員に対してハラスメント防止のための研修や啓発活動を定期的に行うものとする。

第9条 (規程の改定)

本規程は、法令の改正や社会的要請に応じて随時見直し、必要に応じて改定する。

第10条(附則)

本規程は、令和6年9月1日より施行する。